

令和8年度商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）
作成事業に係る入札可能性調査実施要領

令和8年1月16日
経済産業省
特許庁
商標課商標審査推進室

特許庁では、令和8年度商標審査前サーチレポート（不明確な指定商品・役務に係る調査）作成事業の請負業者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（又は企画競争）を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

仕様書参照

(2) 事業の具体的な内容

仕様書参照

(3) 事業期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで（予定）

(4) 事業実施条件

本事業は、まず、特許庁から発注された商標登録願に記載された指定商品・役務のうち、拒絶理由に該当する不明な指定商品・役務名を特定する。この特定作業は審査実務に精通し十分な経験を有した、弁理士資格を有した者又はそれと同等の者でないと行うことはできない。

その後、その商品・役務がどのような商品・役務であるのか、どの程度の商品・役務の概念を包含しているのかという観点で、庁から貸与するデータ

等を利用して調査し、参考となる過去の指定商品・役務名や、類似群コード（類似する商品・役務同士をグルーピングするコード）を提供することで審査官の審査における指定商品・役務確定の判断の効率化を図るものである。

事業の実施にあたっては、特許庁が明確な商品・役務名として公表している15万種類以上の商品・役務を理解した上で、特許庁が貸与するデータの中から、商標法第6条に基づく拒絶理由がかかる指定商品・役務を調査対象として選別する必要がある。さらに、不明な指定商品・役務について750以上ある類似群コードから適切なものを提示する高度な専門知識が不可欠である。

2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年1月23日（金）17時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、5.に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を上記日時までに登録してください。

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合の契約条項は、以下を参照してください。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

・請負費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該請負事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。
- ・契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に

する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、登録をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁 審査業務部商標課商標審査推進室 岡 英範 宛て

TEL 03-3581-1101（内線2804）

E-mail oka-hidenori@jpo.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和8年2月5日（木）17:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

(別添1)

(様式)

年月日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代表者氏名 : _____

連絡先

TEL :

FAX :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

(大規模事業(予算額10億円以上又は事務局経費1億円以上の事業)の場合は以下を追加)

また、登録に当たっては、以下の項目に関して、四角枠に宣誓(チェック)を行ってください。

参加資格に挙げた要件を満たしている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人である場合については、同法第128条又は同法第199条に基づく貸借対照表等の公告を実施している。

会社法等、遵守すべき法令を遵守している。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍（※4）
情報管理責任者（※1）	A						
情報取扱管理者（※2）	B						
	C						
業務従事者（※3）	D						
	E						
再委託先	F						

（※1）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※2）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

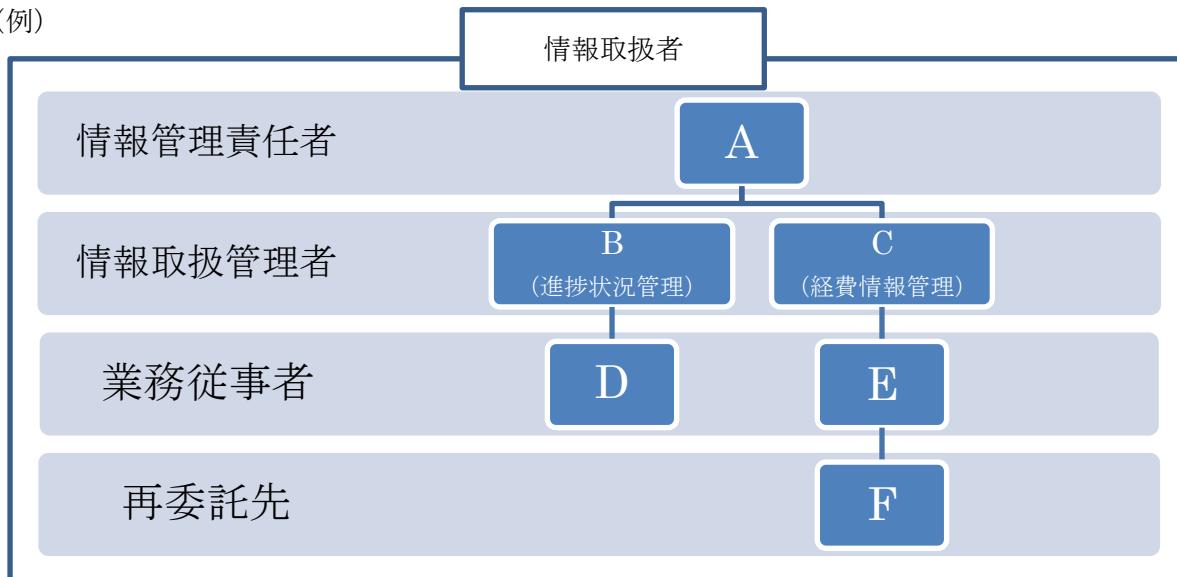
（※3）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※4）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※5）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。